

水道料金等クレジットカード収納構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「水道料金等クレジットカード収納構築業務委託」に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

水道料金等クレジットカード収納構築業務委託（以下「本業務委託」という。）

(2) 業務の目的

本業務委託は、納付手段の多様化を図り、納入義務者の利便性を向上させるため、一宮市のウェブサイトからインターネット上の申込専用サイトを通じて、納入義務者が水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の継続払いを行うためにクレジットカード番号等を登録し、立替払方式による水道料金等収納に係る業務（以下「クレジットカード収納業務」という。）を令和8年度から実施するための受付用サイトの構築等、運用開始に向けた準備を目的とする。

(3) 業務内容

別添「水道料金等クレジットカード収納構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

契約日から令和8年3月31日までとする。

(5) 提案限度額 998,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

《限度額内訳》

	項目	金額
1	導入初期費用(受付用サイト構築費等)	998,000円
2	月額費用（固定費）	提案限度額に含まない
3	トランザクション手数料	提案限度額に含まない
4	決済手数料	提案限度額に含まない

※令和8年度以降のクレジットカード収納業務に係る月額費用、トランザクション手数料、決済手数料は、単価見積もりにより提示すること。

(6) 上記(3)(4)については、本業務委託に係る契約のもので、令和8年度以降のクレジットカード収納業務に係る契約は、令和8年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

各事業者のシステム等により仕様・操作性等が異なることから、価格だけでなく専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

4 プロポーザル方式及びその理由

各事業者のシステム等により仕様・操作性等が異なることから、より広く提案を求める必要があるため、「公募型」とする。

5 参加資格要件

本業務委託についてのプロポーザルに参加できる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。

- (3) 令和 6・7 年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であること。
- (4) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 令和 2 年度以降において、給水人口 20 万人以上の水道事業体と本業務委託内容と同種又は類似の業務について契約をし、受託業務実績を有している者であること。
- (6) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (7) プライバシーマーク又は ISO27001 の情報セキュリティ関連認証等を取得していること。
- (8) プロポーザルに参加する他の参加者との間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

- ① 親会社（会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）関係。
- ② 親会社を同じとする子会社の関係。

イ 人的関係

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている関係。
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は、民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任されたものをいう）を兼ねている関係。

6 実施方法

(1) 評価検討会の設置及び選定

プロポーザルにおける審査及び受託候補事業者を選定するため、水道料金等クレジットカード収納構築業務委託プロポーザルによる事業者選定評価検討会（以下「評価検討会」という。）を設置します。

評価検討会は、プロポーザル参加申込書や業務提案書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）を審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最も評価が高い者を受託候補事業者として選定します。

(2) 実施日時

プロポーザルによる受託候補事業者の選定は、以下の日程により実施します。

	内 容	実施日及び期間
1	第 1 回事業者選定評価検討会 （評価基準の協議等）	令和 7 年 5 月 30 日（金）
2	プロポーザル参加募集の公告	令和 7 年 6 月 6 日（金）
3	プロポーザル参加申込書の提出期限	令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 3 時まで
4	第 2 回事業者選定評価検討会 （参加資格審査等）	令和 7 年 6 月 18 日（水）
5	プロポーザル参加資格審査結果通知	令和 7 年 6 月 23 日（月）
6	提案書等の作成に必要な資料閲覧並びに質問書 受付期間 （資料閲覧はプロポーザル参加資格審査結果通知書に記載した日）	令和 7 年 6 月 26 日（木）から 令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 3 時まで
7	質問書の回答期限	令和 7 年 7 月 18 日（金）

8	提案書等の提出期間	令和 7 年 7 月 22 日（火）から 令和 7 年 7 月 28 日（月）午後 3 時まで
9	第 3 回事業者選定評価検討会 （審査、受託候補事業者の選定）	令和 7 年 8 月 7 日（木）
10	受託候補事業者の決定	令和 7 年 8 月中旬
11	受託候補事業者選定結果通知書又は受託候補事業者非選定結果通知書の送付	令和 7 年 8 月中旬
12	契約内容に関する詳細打合せ	令和 7 年 8 月下旬
13	契約締結	令和 7 年 9 月上旬

7 参加申込み手続き等

- (1) プロポーザル参加申込書の交付は、一宮市公式ウェブサイト＞しごと・産業＞企画提案＞営業課の企画提案 からダウンロードしてください。

ID：1066956

- (2) 参加申込事業者は、プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）（以下「参加申込書」という。）に必要書類を添付の上、提出期限までに提出してください。

なお、審査結果は、評価検討会によって参加申込事業者の参加資格を審査の上、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第 6-1 号又は第 6-2 号）で通知します。

- (3) 提出書類

参加申込事業者は、参加申込書の提出期限までに、次の書類を添付して一宮市水道事業等管理者（以下「管理者」という。）に提出してください。

- ① 会社概要書（様式第 2-1 号）

- ・履歴事項全部証明書 ※法務局で、申込日前 3 か月以内に発行されたもの
- ・パンフレット等がある場合は、添付する。

- ② 賠償保険等の加入状況に係る書類

不測の事態に対応するための賠償保険や受託業務に係るその他諸種保険の加入状況について確認できるもの（一宮市または第三者に対する損害を賠償するための損害賠償保険、個人情報等の漏洩による損害賠償のための個人情報等漏えい賠償保険等）

- ・加入中である保険証書の写し

- ③ 類似業務受託実績表（様式第 3 号）及び 5 参加資格要件（5）に規定する同種又は類似の業務実績を証する契約書の写し（参加資格要件を満たす受託実績を 1 件記入する。）

- ④ 認証取得状況届（様式第 5 号）

情報セキュリティ関連の認証取得状況、認証の写しを添付する。

- (4) 提出期限

参加申込書の提出期限は、令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 3 時までとします。なお、提出期間については、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。また、令和 7 年 6 月 13 日（金）にあつては、午前 9 時から午後 3 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

- (5) 提出先

〒491-8501 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 一宮市役所本庁舎 10 階
一宮市上下水道部 営業課 プロポーザル担当 内藤・宮川

- (6) 提出方法は、参加申込事業者による持参又は郵送（書留郵便に限る）とします。

- (7) 参加申込事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第 12 号）の提出により、随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。

8 資料の閲覧

資格審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、日時を指定し、提案書等の作成に必要な資料の閲覧を実施します。なお、指定日時以外の資料閲覧は認めないものとし、当日参加しなかった場合は、資料閲覧の必要がないものと判断します。但し、資料の持ち出しは認めず、閲覧において知り得た情報を他に漏らしてはなりません。

- (1) 実施日時 プロポーザル参加資格審査結果通知書に記載した日時
- (2) 参加人数 各参加事業者 4 名以内

9 提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザルの実施に係る提案書等を作成の上、提出期限までに提出してください。

(1) 提出期間

令和 7 年 7 月 22 日（火）から令和 7 年 7 月 28 日（月）午後 3 時までの間に提出のこと。

なお、提出期間については、休日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。また、令和 7 年 7 月 28 日（月）にあつては、午前 9 時から午後 3 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(2) 提出先

〒491-8501 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 一宮市役所本庁舎 10 階
一宮市上下水道部 営業課 プロポーザル担当 内藤・宮川

(3) 提出方法

提出方法は、参加事業者による持参又は郵送（書留郵便に限る）とします。

(4) 提出部数

- ① 業務提案書正本（様式第 8-1 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部
- ② 業務提案書副本（様式第 8-2 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 部
- ③ 提案見積書（様式第 9-1～9-3 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部
- ④ 電子媒体による業務提案書正本（様式第 8-1 号）を記録した CD-R・・・・・・・・1 枚

(5) 業務提案書の内容

業務提案書には、次に定める提出書類及び業務提案に関する書類を添付してください。

①財務状況関係書類（任意様式）

各会計年度における

- ・直近 2 年分の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）
- ・直近 5 年分の経営比率計算書（様式第 2-2 号）及び直近の添付書類

② 類似業務受託実績表（様式第 3 号）及びそれを証する契約書の写し（参加資格要件を満たす受託実績を最大 5 件まで記入する。）

③ 配置予定業務責任者の業務経歴（様式第 4-1 号）、在籍証明書（様式第 4-2 号） （業務提案書副本（様式第 8-2 号）に添付する在籍証明書（様式第 4-2 号）はコピー可とする。）

業務提案書には、以下の「評価基準」の対象となる項目内容について記載してください。

I. 全体評価

① 業務内容の適格性

仕様書に定められた内容の実施方針及び運営について記載すること。

② 業務内容の実現性

業務フロー・工程表等について記載すること。

II. 事業の安定性

③ システムの構築

クレジットカード情報等の入力ができるシステム環境や受付用サイトについて、どのようなシステムを用いて、管理を行うことができるか記載すること。

④ 決済、入金及び支払方法

請求データの送信、売上、洗替処理、当市上下水道部に入金になるまでの処理の流れについて記載すること。

⑤ 情報セキュリティ、個人情報保護

個人情報（氏名、住所、クレジットカード情報等）を適正に取り扱うための方策について記載すること。

⑥ 災害時及びシステムの障害発生時の対応

システム障害の発生時、カード情報や決済情報等、データのバックアップ体制のほか、復旧に係る対応について記載すること。

⑦ 操作性

利用者が行う操作方法について、入力画面（イメージ）と併せて記載すること。

⑧ 業務内容の効率性

仕様書に定められた業務内容について、利用者の利便性を高める対応があれば記載すること。

また、利用者や職員の業務の効率性を高める対応があれば記載すること。

Ⅲ．価格評価

提案見積金額 正本 1 部 ※次の 2 分類が分かる内容となっていること。

・導入初期費用（受付用サイト構築費等） 提案見積書（様式第9-1～9-2号）

・月額費用、トランザクション手数料、決済手数料

（提案見積書（様式9-3）を参考に項目毎の単価を記載すること。）

(6) 業務提案書の作成形態

① 業務提案書（正本）の表紙には様式第 8-1 号、業務提案書（副本）の表紙には様式第 8-2 号を使用し、受付番号、提案事業者名、提出日を記載し、正・副各本とも最初に目次を付け、以降各頁に番号を記入し提出部数ごとに綴り提出してください。

② 業務提案書の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格 A4 版縦置き横書き左綴りで、原則、両面印刷の書類とするが、必要に応じ A3 版横置きの片面印刷も可とし、とじ込み折りの上、正本 1 部、副本 9 部を提出してください。

③ 紙媒体での提出に加え、紙媒体の内容を記録した電子媒体も同時に提出すること。電子媒体での提出は CD-R に業務提案書（正本）を PDF ファイル形式で記録したものを 1 枚作成のうえ提出すること。

(7) 注意事項

業務提案書の内容に見積金額は記載しないでください。

(8) 提案見積書

提案見積書（様式第 9-1～9-3 号）を 1 部提出してください。

(9) その他

① 提案書等の作成に要する費用は参加事業者の負担とします。

② 提出された提案書等は返却しません。

10 提案書等の作成に係る質問の受付等

(1) 提案書等作成に係る質問がある場合は、提案書等の作成に係る質問書（様式第 7-1 号）により質問内容を電子メール（メールアドレス：eigy@city.ichinomiya.lg.jp）で提出してください。

(2) 質問受付期間については、プロポーザル参加資格審査結果通知書に記載するものとします。質問に対する回答は、全ての参加事業者に対して、提案書等の作成に係る質問に対する回答書（様式第 7-2 号）により電子メールで行い、電話及び口頭による個別の対応は行いません。

11 評価方法

(1) 評価基準及び受託候補者の選定方法

別紙「評価基準」のとおり

12 選定結果の通知

- (1) 受託候補事業者の選定結果は、令和 7 年 8 月中旬に参加事業者へ文書で通知を予定しています。当該通知予定日に変更がある場合は、一宮市上下水道部から参加事業者に対し、別途通知を行うものとします。なお、電話等による問い合わせには応じません。
- (2) 受託候補事業者に決定した参加事業者には、受託候補事業者選定結果通知書（様式第 10 号）を送付します。
- (3) 受託候補事業者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）には、受託候補事業者非選定結果通知書（様式第 11 号）（以下「結果通知書」という。）を送付します。
- (4) 非選定事業者は、結果通知書発送日以後 5 日以内（土曜日・日曜日・祝休日を除く。）に限り、非選定結果について書面により説明を求めることができます。説明を求める場合は、説明要求書（任意様式）を一宮市上下水道部営業課に提出してください。但し、参加事業者の評価基準総合点に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の参加事業者に関する説明要求には応じないものとします。

13 企画・提案に不適合及び疑義がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等が不適合であることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を評価検討会が審査し、その取扱いについて決定します。当該参加事業者に、不適合事項についてのヒアリングを行う場合があります。

その不適合事項が重大又は悪質であり、プロポーザルの公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合もあります。

また、参加事業者の提出書類、参加資格等に疑義が生じた場合、確認のため委託先水道事業体等に直接問い合わせを行います。

14 参加事業者は、プロポーザルの参加により、本要領等を遵守することを誓約したものとみなします。参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、上記 13 に準じて取り扱うこととします。

15 本業務委託に係る契約の条件等については、提案書等の内容を基本として、管理者と受託候補事業者との協議により定められるため、提案書等は確実に実現できる範囲で記載すること。

16 管理者が必要と認めた場合には、プロポーザルを中止又は延期等することがあります。

17 本要領に定める事項以外に、プロポーザルの実施にあたり必要な事項が生じた場合は、プロポーザル参加資格審査結果通知前においては、一宮市公式ウェブサイト＞しごと・産業＞企画提案＞営業課の企画提案 を通じて、またプロポーザル参加資格審査結果通知後においては、参加事業者に書面で通知することとします。

18 問い合わせ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

(1) 担当（事務局）及び提出先

〒491-8501 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 一宮市役所本庁舎 10 階

一宮市上下水道部営業課 プロポーザル担当 内藤・宮川

(2) 電話番号

0586-85-7094

(3) 電子メール

eigy@city.ichinomiya.lg.jp

附 則

- 1 この要領は、令和7年5月29日（木）から施行する。
- 2 この要領は、受託者と本業務委託の契約を締結した日をもって廃止とする。